

「新町橋通りウォーカブル空間検討業務」公募型プロポーザルに関する質問回答

1 / 2

	項目	質問内容	回答
1	提案書(実施体制)に記載する技術者の個人名について	提案書に実施体制等を掲載する際に技術者等の個人名を記載しても問題ないでしょうか？	技術提案書（実施体制等）へ個人名を記載していただいても差し支えありませんが、選定委員会の審査においては、応募者が特定できる情報について墨消し処理を行います。また、募集要項11ページ「（8）技術提案の履行」の内容についても十分ご注意ください。
2	3 参加資格要件（19）について	設計共同体での応募を検討中です。実績を有する代表会社の配置技術者のうち2名が役員（管理技術者が代表取締役、照査技術者が恒常的な取締役）となります。問題ないでしょうか？	配置予定技術者が役員（代表取締役及び取締役）であっても差し支えありませんが、参加表明書の提出日以前に3か月以上継続して役員に就任している必要があります。なお、該当する場合は、「配置予定技術者調書（様式3－2）」に、役員であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書等）を添付してご提出ください。
3	募集要項3ページ（16）同種業務	道路空間再編を主とした「未来ビジョン検討」又は「景観デザイン検討」に関する業務とございますが、もう少し同種業務として認めて頂ける内容を詳しくご教授を頂けます様、お願いいたします。	地域住民等との合意形成（ワークショップや住民説明会など）を図りながら実施した業務であって、以下の「道路空間再編」を主とし、かつ「未来ビジョン検討」または「景観デザイン検討」のいずれか（もしくは両方）の要素を含むものを指します。 ・道路空間再編：車道や歩行空間の再配分など、ウォーカブルな空間への再構築を目的とした業務。 ・未来ビジョン検討：将来的なビジョンやコンセプトをとりまとめた業務。 ・景観デザイン検討：施設や設備、植栽などの配置や色彩、デザインなどを行い、ビジョンやコンセプトに沿った空間レイアウトを検討した業務。
4	募集要項4ページ6参加表明書等の提出（4）提出書類	5 配置予定技術者調書：雇用証明は不要ですか。	提出書類「配置予定技術者調書（様式3－2）」の注記※3に記載のとおり、雇用関係の分かる書類を添付してご提出ください。
5	仕様書2ページ9）成果品	下記成果品が紙媒体で必要な場合の提出部数をご教授下さい。 ・新町橋通りのコンセプトペーパー ・新町知奥野デザイン・レイアウト図面 ・イメージパース - ワークショップ ・住民説明会等の資料 ・各種整備要素の概算単価資料 ・プロモーション広報資料	紙媒体の成果品については、各2部とします。

「新町橋通りウォーカブル空間検討業務」公募型プロポーザルに関する質問回答

2 / 2

	項目	質問内容	回答
6	別紙評価基準（１）実績・資格 配置予定技術者の資格・実績	【対象資格】を４つ挙げておられますが、４つ全ての資格者を配置できないと配点対象にはならないのでしょうか。	4つ全ての対象資格を有していない場合であっても、配点対象となります。配置予定技術者が保有する資格の種類数に応じて評価（加点）します。あわせて、「評価基準」に記載の【留意事項】もご確認ください。
7	仕様書P1-5 業務内容-2) 新町橋通りの現状、課題、目指すべき方向性の整理	「現況の交通環境の調査」とは、現地踏査における目視調査程度とし、12h、24h等の定量的な交通量調査は不要と考えることでよいでしょうか？	「現況の交通環境の調査」については、道路空間の利用状況の把握、既存の交通データ等の整理などを想定しております。
8	仕様書P1～2-5 業務内容-3)ワークショップ、住民説明会などの運営支援	ワークショップ、住民説明会などの「企画」において、参加者（司会、ファシリテーター等含む）選定・依頼、会場選定・手配は含むことでよいでしょうか？	ワークショップや住民説明会などの「企画」に関して、参加者や会場などの内容について技術提案することができます。
9	仕様書P1～2-5 業務内容-3)ワークショップ、住民説明会などの運営支援	ワークショップや住民説明会などにおける、謝金、会場費、印刷費等は含まないことでよいでしょうか？	技術提案に沿ったワークショップや住民説明会などの実施に伴う費用（謝金、会場費、印刷費等）については、「参考見積書（様式7）」に計上してください。
10	その他全体にかかること	国、市、警察等、関係機関との協議資料作成、協議出席は必要でしょうか？ 必要でしたら機関数、回数をご教示ください。	国、市、警察等、関係機関との協議資料作成及び協議については、今回の業務には含まれておりませんが、提案することを妨げるものではありません。
11	参加資格要件について	選定委員会の委員は、現在未公表ですので応募会社にはわかりません。本件プロポに応募した会社の主宰ではない社員や顧問であるものが選定委員になった場合、応募案件の取り扱いはどうなりますでしょうか？応募が無効となることや選定対象とならないことはないでしょうか。またその扱いはJVで応募の場合と単独社応募の場合で異なるようでしたら、その違いをご教示下さい。	選定委員会による審議においては、「審議の対象となる法人その他の団体の役員を務める者及びその他利害関係者は、委員として議事に参加できない」としております。なお、単独企業、共同企業体（JV）のいずれの応募であっても、取扱いに違いはありません。